

福祉介護職員等処遇改善加算等について

2022年8月27日
特定非営利活動法人しごとなかま
代表理事 加藤 篤

年度内に算定した福祉介護職員等処遇改善加算および福祉介護職員等特定処遇改善加算額以上を年度末賞与（一時金）として、職務、職責等に応じて、年度末に在籍している従業員に分配して支払う。

算定した福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を、決まって毎月支払われる手当を新設し、職務、職責等に応じて、在籍している従業員に分配して支払う。不足分があれば年度末賞与（一時金）で支払う。